

令和8年度リモコン草刈機導入促進業務委託に関する参加意思確認及び提案
を求める公告

農村地域における草刈などの共同活動は、活動を支える集落や組織の多くが小規模で高齢化が進行し、草刈作業の負担が増加していることから、作業の省力化が課題となっている。作業の省力化を図るためには、リモコン草刈機を導入することが効果的であることから、導入促進を図ることを目的として、岡山県が主催するリモコン草刈機実演会の運営業務等を委託する。

業務実施にあたっては、リモコン草刈機の専門的知識を有しており、地方公共団体等からリモコン草刈機の実証データの分析に関する業務を行った実績があり、複数のリモコン草刈機のレンタル事業者精通し、円滑に業務が遂行できる一般社団法人岡山県農業開発研究所を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、他の者で下記2の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加資格確認申請書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、下記2の応募要件を満たすと認められる者が他にいない場合は、一般社団法人岡山県農業開発研究所との随意契約手続に移行する。

なお、下記2の応募要件を満たすと認められる者が他にいない場合にあつては、一般社団法人岡山県農業開発研究所と当該応募者の提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年6月11日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 提案に付する事項

- (1) 業務名：令和8年度リモコン草刈機導入促進業務
- (2) 業務内容：別紙「委託仕様書」による
- (3) 業務期間：契約締結日から令和9年2月26日まで

2 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿」（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。

- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 本業務を円滑に遂行するために十分な人員を有すること。
- (9) 過去5年以内に、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体から、リモコン草刈機の実証データの分析に関する業務又は類似業務の受託実績を有すること。
- (10) 岡山県税を滞納している者でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県農林水産部農村振興課

電話：086-226-7442 FAX：086-224-1109

4 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配付期間及び場所

- ① 配布期間 令和8年6月11日（木）から令和8年6月18日（木）までの9時から17時まで（閉庁日を除く。）
- ② 配付場所 上記3の場所に同じ
なお、農村振興課のホームページからダウンロードすることもできる。
(URL) <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/55/>

(2) 参加意思確認申請書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和8年6月18日（木）17時（必着）
- ② 提出場所 上記3の場所に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送等（郵送の場合、書留郵便のほか、これに準じる方法によるものに限る。なお、提出期限内に必着を要する。）

(3) 提出書類

- ・参加資格確認申請書（様式第2号）
- ・岡山県県民局長が発行する都道府県税の完納証明書（「県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明書）

(4) 仕様書に関する質問

- ① 受付期間 令和8年6月11日（木）から令和8年6月18日（木）までの9時から17時まで（閉庁日を除く。）
- ② 受付場所 上記3の場所に同じ
- ③ 受付方法 委託仕様書に対する質問・回答書（様式第1号）により持参又はFAXで行うこと。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。なお、

FAXによる場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

5 参加意思確認申請書の審査及び通知

- (1) 参加意思確認申請書が提出された場合、審査を行う。
- (2) (1) の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知するとともに、業務に関する提案書（様式第3号）の要請を行う。
- (3) (1) の審査の結果、応募要件を満たさない者については、書面により通知する。
なお、この通知を受けた者は、業務に関する提案書を提出することができない。

6 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

- ① 提出期限 令和8年6月23日（火）17時（必着）
- ② 提出場所 上記3の場所に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送等持参又は郵送等（郵送の場合、書留郵便のほか、これに準じる方法によるものに限る。なお、提出期限内に必着を要する。）

(2) 提出書類

- ・業務に関する提案書（様式第3号）
- ・業務計画書（様式第4号）
- ・業務に関する見積書（様式第5号）
- ・法人に関する調書（様式第6号）
- ・岡山県県民局長が発行する都道府県税の完納証明書（「県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明書）
- ・その他必要と認めた書類

(3) 審査方法

岡山県農林水産部内に設置する審査会において、別に定める審査基準により提案書等の内容を審査し、契約の相手方を選定する。

(4) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

7 その他

- (1) 提出期限までに参加意思確認申請書を提出しない者は、参加意思のないものとして取り扱う。
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (3) 業務委託契約書の作成を要する。
- (4) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外に使用しない。